

議案第 57 号

さいたま市中小企業融資条例を廃止する条例の制定について  
さいたま市中小企業融資条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 6 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市中小企業融資条例を廃止する条例

さいたま市中小企業融資条例（平成 13 年さいたま市条例第 225 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。